Ｐ Ｔ Ａ の 概 要

１ 会　　則

第 1 章　　総　　則

第１条　名　称
　本会は、長野市立青木島小学校 PTA といい、事務局を青木島小学校におく。
第２条　目　的
　本会は、会員の親和と努力によって教育の進展に寄与し、児童の幸福な成長をはかること、及び、会員相互の教養を高め、あわせて親睦を深めることを目的とする。
第３条　会　員
　会員は、正会員と準会員で構成する。正会員は本校児童の保護者ならびに教職員、準会員は正会員以外の本会の目的に賛同する者をいう。
第４条　方　針
　1. 本会は、その目的を達成するために、会員の総意に基づいて適正な活動をし、目的を同じくする団体・機関と協力連携をはかる。
　2. 本会は、特定政党や宗教に関する団体の活動には関与しない。
第５条　事　業　本会は、第２条の目的を達成するために、次の事業を行なう。
　1. 本校教育の理解と向上に関する事項。
　2. 会員の教養の向上に関する事項。
　3. 教育環境の整備に関する事項。
　4. 児童の校外生活に関する事項。
　5. その他、本会の目的を達成するために必要な事項。
第６条　経　費　本会の事業の経費は、会費およびその他の収入をもってあてる。

第 2 章　　役　　員

第７条　役　員　本会は次の役員をおく。

1. 会　　長	１名
2. 副 会 長	４名（1 名は教頭）
3. 会計幹事	２名（1 名は副会長が兼務、1 名は学校職員）
4. 会計監査委員	２名
5. 顧　　問	２名（1 名は前年度会長、1 名は校長）

幹事･･･各専門委員長４名、学年会長６名、学校職員 若干名
　専門委員･･･学級代表、教養、厚生、校外指導

6. 委 員 長	各１名
7. 副委員長	各２名
8. 委　　員	各若干名

　学級役員

9. 学年会長	各１名
10. 学年副会長	各若干名
11. 学級会長	各１名
12. 学級副会長	各２名

第８条　役員の任務

1. 会長は、本会を代表して会務を統轄し、総会・幹事会・役員会を招集する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその任務を代行する。
3. 会計幹事は、会計事務を担当し、決算書・予算書を総会にはかる。
4. 会計監査委員は、本会の会計を監査し、総会で報告する。
5. 顧問は、本会の諮問に応じ、本会の正常なる発展のために協力する。
6. 委員長は、委員会の企画・運営の中心となり、委員会を統轄する。
7. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故ある時は、その任務を代行する。
8. 委員は、委員会を構成し、同委員会の活動を推進する。
9. 学年会長は、学級会長の中心となり、学年内の連絡・調整にあたり、学級会長会を統轄する。
10. 学年副会長は、学年会長を補佐し、学年会長事故ある時はその任務を代行する。
11. 学級会長は、学級ＰＴＡの中心となり、その親睦に努め、学級ＰＴＡを代表する。また、ＰＴＡ会員として自身の研修と家庭教育の向上をはかるために、学級代表委員として活動する。
12. 学級副会長は、学級会長を補佐し、学級会長事故ある時はその任務を代行する。

第９条　専門委員会　第５条各項目の事業を行なうため、次の専門委員会をおく。

1. 学級代表委員会　学年・学級ＰＴＡの計画、運営、市Ｐ連母親委員会との連携、犀南ブロック協議会の企画・運営等
2. 教養委員会　　会員の教養に関する事業等
3. 厚生委員会　　学校環境の整備充実に関する事業等
4. 校外指導委員会　児童の校外生活の指導、交通安全に関する事業等

第10条　顧　問　本会には、顧問をおき、学校長及び前年度の会長がその任にあたる。

第11条　役員の選出　役員の選出は細則による。

第12条　任　期　役員の任期は次の通りとする。

1. 役員の任期は１年とする。（定期総会から翌年の定期総会までとする。）ただし再任は妨げない。
2. 役員に欠員が生じた場合は、すみやかに補充する。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

第　３　章　　役　　議

第13条　機関と業務　本会は、次の機関をおき、それぞれの業務を行なう。

1. 総　会　本会の最高議決機関であり、会長の招集によって開かれる。毎年、年度初めに定期総会をもち、下記事項について審議し決議する。なお、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
   （１）前年度事業報告及び前年度決算報告
   （２）役員の承認
   （３）本年度事業計画案及び本年度予算案
   （４）その他必要な事項
2. 役員会　会長が招集し、本年に重要事項について協議し、決定する。総会に次ぐ議決機関であり、緊急事項については、総会に代わることができる。
3. 幹事会　会長が招集し、下記事項について協議する。
   （１）予算の編成および事業の計画・執行
   （２）専門委員会より提案のあった事業の検討
   （３）渉外
   （４）その他必要な事項の処理

4. 専門委員会　各委員会が招集し、下記事項について協議し決定する。
   （１）本会の目的達成のための具体的な活動の企画・運営等
   （２）各委員会の業務は第９条によるものとする。

第　4　章　　会　　計

第 14 条　会　費　会費は、幹事会において定め、総会で承認を得る。
第 15 条　会計年度　本会の会計年度は、４月１日より翌年３月 31 日までとする。

附　則

第 16 条　慶弔規定を設ける。規定は別に定める。
第 17 条　施　行　この会則は、昭和 29 年４月 24 日より施行する。
第 18 条　細　則　本会の会則に必要な細則は別にこれを定めることができる。
第 19 条　個人情報取扱規定を設ける。規定は別に定める。

細　則

（ＰＴＡ会則第 11 条関係）

1. 役員の選出は次のように行なう。
   （１）会長は、新４年生（現３年生）全保護者の互選により選出し、総会の承認を得る。幹事を経験した保護者のある家庭は、会長候補から外す。但し、本人の希望による立候補を妨げない。
   （２）副会長２名（母親代表及び会計）は、各学級より推薦を受ける等幅広い意見を尊重し、選考委員会がその選出にあたり、総会の承認を得る。
   （３）会計監査委員会は、会長が前年度幹事会役員より選出し、会長が委嘱する。
   （４）学級の役員及び学年の役員の選出方法は、原則として次の通りとする。
   ア、学級会長　学級会長は、学級会員の互選で選出する。
   イ、学級副会長　学級副会長は、学級会員の互選で選出する。学級副会長のうち１名は教養委員、１名は厚生委員となる。
   ウ、学年会長　学年会長は、学級会長の互選で選出する。
   エ、学年副会長　学年副会長は、学年会長の選出を受けなかった各学級会長があたる。
   （５）専門委員会の役員の選出方法は、原則として次の通りとする。
   ア、学級代表委員会　各学級会長がこれにあたり、委員長１名、副委員長２名を互選する。
   イ、教養委員会　各学級副会長がこれにあたり、委員長１名、副委員長２名を互選する。
   ウ、厚生委員会　各学級副会長がこれにあたり、委員長１名、副委員長２名を互選する。
   エ、校外指導委員会　各地区より校外指導委員を選出し、委員長１名、副委員長２名を互選する。
   （６）ＰＴＡ会長、副会長、幹事および役員の選出の際、その家庭の過去のＰＴＡ経験に基づき以下のように選考対象から免除する。ただし、立候補または本人の承諾がある場合はその限りではない
   ア、PTA 会長、副会長の経験のある家庭では、その家庭のすべての児童おける役員を免除。
   イ、幹事経験者のある家庭では、その家庭のすべての児童において、幹事、副委員長、学級代表委員の免除（教養委員か厚生委員の所属となる）。また２巡目の役員の免除。
   ウ、副委員長経験、学級代表委員経験、また役員経験が３回以上ある家庭では、役員を担当したその児童において２巡目の役員の免除。
2. 選考委員会は、幹事会役員で組織し、会長が統轄する。

昭和 29 年 4 月 24 日	制　　定	平成 7 年　4 月 15 日	改　　正	平成 23 年　4 月 15 日	一部改正
昭和 57 年 4 月 17 日	一部修正	平成 11 年　4 月 17 日	〃	平成 26 年　4 月 19 日	一部改正
昭和 59 年 4 月 21 日	〃	平成 17 年　4 月 23 日	〃	平成 31 年　4 月 19 日	一部改正
昭和 62 年 4 月 22 日	〃	平成 17 年 11 月 25 日	〃	令和 3 年　4 月 21 日	一部改正
平成元 年 4 月 22 日	〃	平成 19 年　4 月 21 日	〃		
平成 5 年 5 月 1 日	〃	平成 22 年　4 月 19 日	一部改正		
平成 6 年 1 月 24 日	改　　正	平成 22 年　9 月 17 日	〃		

2　慶弔規定

会員ならびに児童に慶弔の事由があった場合には、次により代表者が慶弔の意をあらわす。

1.　慶の場合
　（1）学校職員が結婚した場合　　5,000 円
　（2）学校職員ならびに配偶者が出産した場合　3,000 円

2.　弔の場合
　（1）会員が死亡した場合　5,000 円
　（2）児童が死亡した場合　5,000 円
　（3）学校職員の父母、配偶者が死亡した場合　　父　母　5,000 円
　　配偶者　5,000 円
　（4）本会役員ならびに学校職員が死亡した場合は別に考える。

3.　見舞
　（1）児童、学校職員が疾病のため 1 か月以上欠席、療休した場合　3,000 円
　　ただし特殊の事情、不慮の災害を受けた場合は協議の上決定する。

4.　その他の事由発生の場合は協議の上決定する。

5.　上記の事由により慶弔を受けた場合返礼等は一切しないものとする。

附　則

1　前記慶弔金は本会より支出する。
2　各学年で慶弔の事由があった場合は、本会役員または、これに代わる者が慶弔の意を表わす。
3　各学年では慶弔は行わない。但し前記の 2 の(1)(2)の場合（会員または児童の死亡の場合）に限って学級ＰＴＡとして 5,000 円の弔慰金をおくる。
4　必要に応じ弔電を打つ。
5　この規定の変更は役員会の議決による。
6　この規定は昭和 61 年 4 月 19 日より施行する。

昭和 56 年 1 月 23 日　提　　案
昭和 56 年 1 月 23 日　議　　決
昭和 61 年 4 月 19 日　一部改正
平成 20 年 4 月 8 日　一部改正

３　個人情報取扱規定

1. 個人情報に関する法令を遵守するとともに、個人情報の保護に努める。
2. 個人情報とは、児童・保護者氏名、学年・組・住所・電話番号を示す。
3. 個人情報を収集するときは、あらかじめその利用の目的を明示する。
4. 取得した個人情報は下記に示すような PTA 活動の目的・用途にのみに利用する。
   （1）総会要項、役員及び委員会等の名簿、登校班名簿等の作成及び配布。
   （2）PTA の運営や役員選出、またはそれらに関する連絡、文書の送付、出欠の確認。
5. 個人情報は、管理者の適正な管理のもと、取扱者が適正に取り扱い、保管する。また、不要になった場合は、速やかに廃棄する。ここで管理者は会長及び副会長、取扱者は専門委員会委員長及び副委員長、学年会長及び学級会長とする。
6. 個人情報は、あらかじめ本人の同意を得た場合や、法令に基づく場合、人命に関わる場合を除き、第三者に提供してはならない。

附　則

1. この規定の変更は役員会の議決による。
2. この規定は平成 31 年 4 月 19 日より施行する。

平成 31 年 4 月 19 日　議　　決

青木島小学校　ＰＴＡ組織図

枠内…ＰＴＡ役員

二重線枠内…ＰＴＡ役員

点線枠内…幹事会

顧　問
（校長先生 ・ 前年度PTA会長）

会計監査委員
（前年度保護者代表 ・ 会計）

三役

ＰＴＡ会長

副 会 長
（次年度PTA会長候補）

副 会 長
（保護者代表兼務）

副 会 長（教頭先生）

副 会 長（会計兼務）

常任・会計
（学校職員2名）

学年会長
（6名）

学級代表委員長

教養委員長

厚生委員長

校外指導委員長

学級代表副委員長 学級代表委員

- 学級・学年ＰＴＡ年間計画・運営
- 委員会だより発行
- ＰＴＡバザーのコーナー企画・運営
- 親子レクの企画・運営
- 「まなざし」回覧

教養副委員長 教養委員

- ＰＴＡ新聞「青小だより」作成・発行（年２回）
- 読み聞かせサークル「ぴぃ～ぶっく」の活動への参加・協力
- ＰＴＡ教養講座の実施

厚生副委員長 厚生委員

- 資源回収の計画・実施
- ＰＴＡ作業の計画・実施

校外指導副委員長 校外指導委員

- 校外パトロール
- 地区児童名簿の管理と登校班編成
- 交通当番表の作成及び管理
- 資源回収の地区割りの計画と実施
- 町別子供会や町別懇談会参加
- 育成会行事への協力

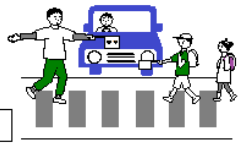

雇南ブロック協議会研修への参加、協力

学校行事・ＰＴＡ活動への参加、協力

学級代表委員会　**教養委員会**　**厚生委員会**　**校外指導委員会**

各専門委員会の活動概要

学級会長　学級副会長　学級副会長

学級ＰＴＡ　地区ＰＴＡ

ＰＴＡ会員　（児童の保護者と教職員　および本会への賛同者）

PTA役員のフローチャート

下記のチャートを使って確認してください

※育成会役員は各地区の役員であり、PTA役員ではないため対象にはなりません。

（犀南ブロック協議会申し送り事項）

小(中)学校で幹事以上の役員を受けた場合、同年度についてのみ兄弟関係の小(中)学校の役員を免除する。

① 青木島小学校のＰＴＡ役員をしたことがありますか

三役　学級役員（学級代表・教養・厚生）　校外指導

ない → 該当になる役員選出

ＰＴＡ
会長選出　副会長選出
学級役員選出
各委員会長･副委員長選出
学年会長選出
地区の校外指導
が対象となります。

それぞれの案内が来たときは、ご協力をよろしくお願いします。

ある ↓

② どの役員をされましたか（当てはまる方に進んでください）

教養・厚生・校外指導（平役員）

教養委員　厚生委員　校外指導
（学級副会長）

上記の役員の場合は、兄弟姉妹の役員を引き受けてください。

また、**役員を行った児童の２巡目以降がある場合は 対象**となります。

役員を経験した児童で　該当になる役員選出は
会長選出　副会長選出　学級役員２巡目　です。

兄弟姉妹の該当役員

各副委員長・学級代表委員 家庭での役員経験が三回以上

学級代表副委員長・教養副委員長・厚生副委員長
校外指導副委員長　・　学級代表委員（学級会長）
または　役員経験が３回以上ある家庭
いずれかの経験がある場合は、兄弟姉妹の学級役員を引き受けてください。
役員を行った児童の２巡目以降は 免除 になります。

役員を経験した児童の
会長選出
副会長選出
は、対象となります。

各委員長・学年会長（幹事役員）

学級代表委員長　・　教養委員長　・　厚生委員長
校外指導委員長　・　学年会長　（幹事会役員）

いずれかの経験がある場合は、兄弟姉妹の学級役員（教養か厚生）を引き受けてください。

兄弟姉妹の幹事と学級代表委員と副委員長及び２巡目以降は 免除 になります。

該当になる役員選出

役員を経験した児童以外の
兄弟姉妹の
学級役員選出（教養又は厚生）
地区の校外指導
案内が来たときは、
ご協力をよろしくお願いします。

会長・副会長（三役）

会長　・　副会長　（三役）

いずれかの経験があるご家庭は、兄弟姉妹も含めた児童が小学校在学時における役員は、**全て免除**となります。

お子様が在学中は、ＰＴＡの活動にご協力をお願いします。